

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第1回川西市特別職報酬等審議会		
事務局(担当課)		総務部総務室職員課		
開催日時		平成29年7月10日(月) 午後6時00分から午後7時29分		
開催場所		川西市役所4階 庁議室		
出席者	委員	岩見 和彦 中西 俊夫 八木下 榮一	大智 靖志 本田 義継	安達 絵里 松尾 幸恵
	その他			
	事務局	総務部長 職員課長補佐	総務室長 職員課主事	職員課長 職員課主事
傍聴の可否		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員自己紹介及び職員紹介 5 議事 (1) 川西市特別職報酬等審議会の運営及び会議公開要綱等について (2) 会長及び会長職務代理者の選任について (3) 川西市特別職報酬等の額について(諮問) (4) 前回の答申及び参考資料の説明について (5) 今後の審議会の進め方について (6) その他 6 閉会		
会議結果		別紙審議経過のとおり		

事務局	<p>ご案内しておりました時間がまいりましたので、「第1回川西市特別職報酬等審議会」を開会させていただきます。</p> <p>皆様方におかれましては、大変お忙しい中、当審議会の委員にご就任方、お願い申し上げますところ、快くお引き受けいただきまして誠にありがたく、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日は第1回目の審議会でございますので、後ほど会長をご選出いただきますまでの間、僭越ではございますが、私、職員課長の森田が進行させていただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条の規定により、本審議会は公開となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず始めに、皆様方へ「川西市特別職報酬等審議会委員」の委嘱状を市長の大塩より交付させていただきます。</p>
市長	<p>&lt;委嘱状交付&gt;</p>
事務局	<p>続きまして、大塩市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>&lt;大塩市長挨拶&gt;</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではここで、本日お集まりの皆様方の自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>&lt;委員紹介&gt;</p>
事務局	<p>皆様、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局職員も自己紹介させていただきます。</p> <p>&lt;事務局紹介&gt;</p>
事務局	<p>それではこれより議事に移りたいと思います。まだ、議長となる会長が選任されておりませんので、進行は事務局でさせていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、事務局の方で進めさせていただくことといたします。</p> <p>まず始めに、議事の(1)「川西市特別職報酬等審議会の運営」及び、会議公開運用要綱等について、ご説明させていただきます。</p>

資料1の川西市特別職報酬等審議会規則をお開きください。

主だったところのみのご説明とさせていただきますが、まず第2条第1項から3項におきまして、「審議会は、市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬等の額、市長、副市長及び教育長の給与の額、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員の報酬等の額に関する事項を審議する。」とあり、この後、特別職報酬等の額につきまして審議会へ諮問させていただく予定でございます。

また、第3条では、「審議会は、委員10人以内で組織する」と規定し、次の第4条では選出区分をお示しております。

なお、本日お集まりの皆様は、第4条を根拠に選出させていただいております、委員の総数は7人でございます。

さらに第5条では、会長及び会長職務代理者の設置につきまして記載しており、第2項では、「会長は委員の互選によって定める」、第4項では「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、職務を代理する」としており、この後、この第2項に基づきまして、会長及び会長職務代理者を選出させていただきます。

続きまして、第6条では、会議の成立要件等につきまして記載しております。

第2項では、「審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。」としており、本日の出席委員は7人ですので、この場をお借りいたしまして、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、資料2につきまして、ご説明させていただきます。資料2「川西市特別職報酬等審議会会議公開運用要綱等について」をご覧ください。

本審議会は、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条に規定しています「付属機関等」に該当いたします。

同第3項では「市は付属機関等の会議を公開するものとする」とございまして、法令等に規定があるものを除き、会議の公開が義務づけられており、その公開等に係る運用の詳細を「資料2」でお示しております。

2枚目の第6条では、会議の傍聴につきまして、川西市情報公開条例に規定する非公開情報に該当するものを除いては、「会議は原則として傍聴を認める」とことといたしております。

また、第7条では会議録の公表等につきまして記載しております。会議の終了後、1ヶ月以内に会議録を作成したうえ会長に承認いただき、市ホームページ等で公開することとしております。このため、事務局の方で、会議の録音をさせていただきたいと思

	<p>ますので、何卒ご了承いただきたいと思ひます。</p> <p>また、この会議録の承認でございますが、本来であれば、メールなどで各委員の皆さんにお送りさせていただき、各自のご発言を確認いただいたものを事務局で調整し、最終的に会長にご承認いただくという流れではございますが、時間等の関係から、会議の「要旨」として事務局責任で調整し、会長の承認をもって公開させていただきたいと思ひますので、重ねてご了承いただければと思ひます。</p> <p>続きまして、3枚目の傍聴要領ですが、ここでは傍聴に関する必要な事項を規定しております。</p> <p>第2条では傍聴を希望する方につきましては、「開催場所において、会議を傍聴したい旨係員に申し出たうえ、傍聴席に着かなければならない」と規定し、以下、傍聴できない者や傍聴者の守るべき事項を規定しております。</p> <p>以上、ざっぱくではございますが、それぞれ要綱、要領という形でお示しさせていただきました。</p> <p>その他、各手続きに関する庶務の関係事項は、事務局であります職員課で対応いたしますので、何かございました時には、ご連絡等いただければと思ひます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>続きまして、ただいまご説明させていただきました「審議会規則」第5条の規定に基づき、議事の(2)「会長及び会長職務代理者の選任」についてお諮りしたいと存じます。</p> <p>同規則第5条では、「会長は、委員の互選によって定める。会長職務代理者は会長の指名する委員がその職務を代理する」と規定しておりますが、本日が初めての顔合わせでもございますので、事務局から推薦させていただいたうえ、ご承認を得たいと存じます。よろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p> <p>事務局 ありがとうございます。では、事務局の方からご提案させていただきたいと思ひます。それでは、会長には岩見和彦委員、会長職務代理者には大智靖志委員をご推薦させていただきますが、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p> <p>事務局 ありがとうございます。</p> <p>それでは、委員の皆様にご承認いただきましたので、会長を岩見委員に、会長職務代理者を大智委員にお引き受けいただくこととします。</p> <p>岩見会長、大智会長職務代理者、恐れ入りますが、席の移動をお願いいたします。</p> <p>&lt;会長、会長職務代理者、指定席に移動&gt;</p>
--	--

	<p>それでは、会長、会長職務代理者より一言ずつご挨拶を頂戴したいと存します。恐れ入りますが、岩見会長からよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>&lt;岩見会長挨拶&gt;</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 続きまして、大智会長職務代理者よろしくお願いいたします。</p>
会長職務代理者	<p>&lt;会長職務代理者挨拶&gt;</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 次に「川西市特別職報酬等審議会規則」第2条に基づき大塩市長より審議会に対し、諮問をいただきます。 それでは、大塩市長、岩見会長よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>&lt;諮問&gt;</p>
事務局	<p>ここで、大塩市長は別公務の都合により退席をさせていただきます。ご了承願います。</p>
	<p>&lt;市長退席&gt;</p>
事務局	<p>それでは、ここからの進行は岩見会長にお願いいたします。 岩見会長、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、この会に対して、市から諮問を受けました。委員様方のご支援・ご協力を頂かないと到底私には務まらないような、大きな課題を担った審議会です。今後とも宜しくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は議事の関係上、大変申し訳ありませんが、会議時間をおおむね1時間程度とし、午後7時30分を閉会の時刻として進めてまいりたいと思います。なにとぞご理解・ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは早速でございますが、議事の(4)「前回の答申内容」及び「参考資料」について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p> <p>なお、時間の関係もございますので、ご質問等につきましては、「前回の答申内容」及び「参考資料」の説明が終了した後、一括してお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>&lt;異議なしの声&gt;</p>

<p>会長</p>	<p>異議の声がございませんでしたので、ご承認いただいたものといたします。  それでは、「前回の答申内容」及び「参考資料」について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、私の方から配布しております、資料3及び資料4につきまして、続けてご説明させていただきます。まず資料3の1ページをご覧ください。</p> <p>こちらが前回、平成26年に開催いただきました審議会の答申でございます。  平成26年5月12日付で市長から諮問をさせていただき、市長及び副市長の給料の額及び議会の議長、副議長及び議員の報酬の額について審議会におきまして、述べ5回にわたる議論を重ね、また慎重にご検討いただきまして、平成26年10月27日付で答申をいただいたものでございます。</p> <p>答申の内容といたしましては、ご覧のとおり当時の現行額に0.981をかけた減額の改定とすることが適当であるとし、概ね1.9%の減額との答申をいただいたものでございます。</p> <p>また、あわせて改定の実施時期等といたしまして、改定につきましては、平成27年4月1日から実施するのが適当であること、また、20年以上諮問がなされなかったことの反省も踏まえて、今後の本審議会への諮問は、特別職の任期である4年を目途として、しかるべき時期に定期的に行うことが望ましいとの答申をいただいたところでございます。</p> <p>2ページ以降では、審議経過及び内容といたしまして、5つの項目に分類いたしまして、(1)基本的な考え方、(2)審議にあたり検討した主な資料、(3)改定額の決定における検討内容、(4)特別職相互間の報酬等の関係について、(5)特別職報酬等審議会の開催についてとしてまとめていただきました。</p> <p>このうち、(3)改定額の決定における検討内容では、比較のための対照群として、(Ⅰ)阪神6市、(Ⅱ)北摂7市、(Ⅲ)近畿圏の人口規模の類似都市、(Ⅳ)類似団体を比較対象の候補として取り上げながら、議論の結果といたしましては、行政、生活圏が類似している阪神6市を中心に考えるのが、最も適切であるとの結論をいただいたものでございます。</p> <p>また、(4)特別職相互間の報酬等の関係については、市長と副市長の月額の比率関係、そして、議長と副議長、議員の月額の比率関係は、他都市でもそれほど変わらないため、これまでの審議会同様、報酬等の額に対して一定の率を乗じて積算することで、特段の問題はないとの結論に至ったものでございます。</p> <p>これらの検討結果によりまして、特別職の報酬等については、1.9%を基本として減額すべきとの結論に至ったものでございます。</p> <p>また、7ページ以降では、(1)議員定数について、(2)議員の政務活動費について、</p>

(3)特別職等の独自減額について、の3点につきまして付帯意見をいただきました。  
以上が簡単ではございますが、前回の答申内容の説明とさせていただきます。

続きまして、資料4「参考資料」の説明に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

まず、特別職報酬等審議会については、昭和39年に自治事務次官からその設置について、指導通達がなされたものでございます。

中段に記載されておりますように、「地方公共団体の特別職の職員の報酬等について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。」とされており、川西市におきましても、昭和40年に特別職報酬等審議会条例を制定し、審議会を設置したものでございます。

なお、昭和52年からは、「川西市付属機関に関する条例」が制定され、当該条例に記載の審議会について、組織及び運営について必要な事項は、規則で定めるとされたことから、特別職報酬等審議会条例を廃止し、「川西市特別職報酬等審議会規則」を制定し、この規則に基づき審議会の運営を行っているものでございます。

2ページをお開きください。

こちらは、昭和63年度、平成4年度、平成26年度に実施された、特別職の報酬等の改定状況を示した資料となります。

いずれも特別職報酬等審議会を開催し、報酬等の額について答申をいただき、「川西市議会議員の議員報酬等に関する条例」「川西市特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例」の改正につきまして、市議会の議決を経て改定が行われたものでございます。

表の下段に「考え方」という欄がございますが、改定に当たりましては、人事院勧告による改定率を考慮しながら改定してきております、川西市の一般職の給与改定率をもとによりまして、改定が行われてきております。

なお、教育長につきましては、今回の特別職報酬等審議会より、新たに諮問の対象となりましたが、これまでの改定につきましては、特別職に準じて改定してきております。

3ページをお開きください。

阪神7市の市長、副市長、教育長の給料の状況でございます。各市の特別職の給料等の決定要素としましては、人口規模や財政状況など様々なものが影響してございますので、単純に比較できるものではございませんが、情報としてお示しをさせていただくものでございます。

ご覧のとおり、川西市は特別職それぞれの給料の額、及び人口規模のどちらも、阪神7市の中では、順位が5位という状況となっております。

なお、題名の所にごございます「本則」と言うのは、時限的な給料の削減を行っていない金額、いわゆる条例本則での金額を記載していることをあらわしているものでござい

ます。

4ページをお開きください。

県内29市の市長・副市長・教育長の給料を一覧にしたものでございます。

これも先ほどの資料と同様に神戸市・姫路市などの政令指定都市や尼崎市、西宮市の中核市とは人口規模等も異なり、単純に比較することはできませんので、あくまでも兵庫県下における状況をお示したものとご理解いただければと存じます。

5ページをお開きください。

先ほどの市長等の特別職の資料と同様に、阪神7市の議長、副議長、議員の報酬の状況でございます。議長については、順位が4位、副議長、議員については3位となっておりますが、川西市を除いた阪神6市の平均額と比較いたしますと、それぞれ下回っている状況となっております。

6ページをお開きください。

県内29市の議長、副議長、議員の報酬を一覧にしたものでございます。

これも先ほどの資料と同様、あくまでも兵庫県下における状況をお示したものとご理解いただければと存じます。

7ページをお開きください。

こちらは、平成28年度に川西市において開催されました議会の定例会や臨時会、各委員会などの状況をお示したものでございます。

議会の会期日数といたしましては、定例会と臨時会を合わせまして、118日となっておりますが、これはあくまでも議員活動の一部ということでございます。

下表にございますように常任委員会をはじめ各種委員会、そして、米印2の協議会等の内訳にありますように、総務生活常任委員協議会などをはじめとした各種の協議会などが開催されております。

また、この他にも、議員の活動といたしましては、視察や議員活動に関する調査研究、市民に対する議会報告など、様々な活動をしておられる現状がございます。

8ページをお開きください。

一般職の給与改定の状況を示したものでございます。

前回の答申で反映しました平成25年度を起点といたしまして、平成26年度からの給与の改定率をお示してはいますが、本市の一般職の給与改定につきましては、人事院から毎年出される人事院勧告を考慮して行ってきております。

この人事院勧告は、国家公務員の給与を決定するにあたりまして、給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることによる、いわゆる民間準拠を基本に行われているものでございます。

本市のように人事委員会を持たない地方公共団体の多くは、この人事院勧告に基づく国家公務員の改定に準拠することによりまして、民間を始め他の地方公共団体との給与



や処遇に準拠させることとなりますので、人事院勧告を考慮して給与改定を行っているところでございます。

なお、平成27年度に国におきましては給与の総合的見直しといたしまして、国家公務員の給料を平均マイナス2%の改定を実施いたしましたが、本市におきましては、当時、一般職の給料の独自減額を実施していたため、平成27年度の給与の総合的見直しの実施は見送り、翌年の平成28年度におきまして国の倍の平均マイナス4%の改定を実施致しました。

国を上回る減額改定を実施いたしましたのは、本市の厳しい財政状況等を考慮したものでございまして、さらに、同趣旨から、プラス0.17%であった人事院勧告につきましても見送りとしたところでございます。

なお、起点となります平成25年度と平成28年度を比べてみますと、この表の一番右下の96.3%となっております。

9ページをお開きください。

行政委員会の制度及び趣旨につきまして、お示したものでございます。

行政委員会とは、地方自治法第138条の4及び第180条の5に基づき、都道府県及び市町村に設置が義務付けられている執行機関たる委員会又は委員であります。

行政委員会制度は、戦後、首長への権限集中排除や民主化政策の推進の観点から導入されたものであり、地方自治法及び個別法で、市町村には「教育委員会」「選挙管理委員会」「人事委員会若しくは公平委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査委員会」の5つの合議制の委員会と「監査委員」を置くこととされております。

行政委員の報酬につきましては、地方自治法で、「勤務日数に応じて支給する」日額制とされていますが、ただし書きにおきまして、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」としており、月額制や年額制による支給につきましてもできることが定められているものでございます。

10ページをお開きください。

本市におきまして、月額制を採用しておりますのが、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、次のページの公平委員会、農業委員会となっており、日額制が、固定資産評価審査委員会でございます。

なお、阪神7市の状況につきましては、ご覧のとおり、月額制が多い状況となっておりますが、10ページの選挙管理委員会の委員で宝塚市が日額制を、11ページの公平委員会の委員長及び委員について、伊丹市、宝塚市が日額制を採用しており、三田市では年額制を採用しているところでございます。

説明は以上でございますが、この行政委員会の報酬等の額につきましては、次の(5)今後の審議会の進め方について、におきましてご説明させていただきますが、審議会の第3回目以降におきましてご審議をいただく予定としております。

つきましては、行政委員会の所掌事項や定数等の詳細な資料につきましては、その際に、改めましてご提出をさせていただこうと考えておりますので、ご了承いただきます

	<p>よう、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問等ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>この資料の近隣市の報酬額等の数字は、直近の情報と理解してよいでしょうか。また、その改定は4年毎に行われたものなのか、あるいは以前の川西市のように20年以上も前といったような状況はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>平成29年4月1日現在の額を提示しております。改定状況につきましては、西宮市は平成29年3月、芦屋市は平成26年12月、伊丹市は平成27年1月、宝塚市は平成26年12月、三田市は平成26年11月、に改定しています。尼崎市は平成24年9月に市長の退職手当のみ改定しており、その前では平成20年に特別職の報酬を改定しております。</p>
委員	<p>もう1点よろしいですか。資料には独自減額を含めた額を記載しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>独自減額を除く本則の額を記載しており、本審議会では本則ベースで議論頂きたいと考えています。</p>
事務局	<p>本則ベースで議論して頂いた上で、時々々の財政状況等を判断して給与の削減を行う可能性があります。現状でも市長におきましては18%の給料減額を行っております。</p>
委員	<p>資料に書いているよりも18%低い給料であるということですか。</p>
事務局	<p>そうでございます。</p>
委員	<p>他市でも、そのような減額を行っている可能性があるということですか。</p>
事務局	<p>最近では減額されていた給料を復元する自治体も増えておりますが、時々々の状況によって減額を行っている可能性はございます。</p>
委員	<p>独自減額を行っているという状況は、本則の報酬額を決定するにあたっては無関係ではないと思いますので、独自減額の資料もあればより合理的な数字を出しやすいと思います。</p>
会長	<p>併せて、月収では比較が難しいため、年収の情報も頂ければと思います。</p>

事務局	次回までに資料を用意いたします。
委員	議員報酬についても特別職と改定時期は同じですか。
事務局	次回までに確認いたします。
委員	また、人口は報酬額決定において大きなファクターになるのでしょうか。
会長	人口に関係なくある基本的な職務と、人口に応じて発生する職務があり、直接的な指標としてよりは、あくまで間接的な指標として必要であると、前回の審議会にて議論がありました。
事務局	人口が多い市は給与が高いという傾向はございますが、全てにあてはまるものではないかと考えます。
委員	人口が多ければ、一般職の仕事量も増えると思います。一般職と特別職をリンクして考えると、議論は複雑になりますが、その点の整理はどうするかが必要だと考えます。
会長	そのとおりだとは思いますが、全ての職務内容を精査するのも難しいと思います。
委員	確かにそれは不可能ですね。
事務局	一般職の負担につきましても、人口が多い市は職員が多く、分業が進みますが、人口が少ない市は一つの部署で多種の業務を担う必要が出てきます。そのため、おおむね職員には等しい負担がかかると考えられますが、それも一概には言えないと考えます。
会長	その点については、議員定数等の議論も含めて、今後詰めていきましょう。
委員	本来この審議会は4年毎に開催とされていますが、今回は平成26年度に行われています。行政委員会については審議するのが初めてであり、今年審議することは理解できますが、特別職について前回から3年の今年度で開催されるのは、何か理由づけがあるのでしょうか。
事務局	基本的には審議会は4年毎に開催する方針ですが、平成30年度に市長、市議会議員の選挙が控えており、改定するにあたっては現在の特別職の方々に判断頂きたいと考え、1年前倒しで開催した次第でございます。
会長	その他にも、前回開催以降にも人事院勧告により一般職の給与の数字が動いているので、それを横目に見ながら特別職の報酬を考えると、状況が全く変わっていないと

	<p>はいえませんが、結果として報酬を変えないということもできますが、検討の必要はあると理解しています。</p>
委員	<p>前回の答申について、議会に諮られた際には、内容に変更は無く議決されたのでしょうか。</p>
事務局	<p>議論はございましたが、結果としては答申のまま認めて頂いております。どのような議論が行われたかにつきましては、議事録にて皆様にご報告することができます。</p>
会長	<p>審議会での答申について、議会の場でどのような議論がされたのか、その顛末は重要な部分のみでよろしいですが、必要だと思います。</p> <p>では、次に進ませていただきます。議事の(5)「今後の審議会の進め方」についてということで、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、審議会のスケジュール案につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料5をお開き願います。</p> <p>私どもといたしましては、10月中旬頃をめどに答申をいただきたいと考えております。</p> <p>本日は初回でもございますので、市からの報告事項が中心でしたが、次回以降は、本日の諮問に基づき、「特別職の報酬等の額」について本格的にご検討いただきたく思います。委員の皆様方の普段の活動の中でお感じになっている、本市特別職の報酬のあるべき姿にもとづき、様々な角度から活発なご議論いただければ幸いです。</p> <p>今回より、新たな審議事項として、行政委員会の報酬等についてもご審議いただきますので、予定といたしまして、次回第2回目と第3回目にて、まず、市長、副市長、教育長の給与及び議員の報酬の額につきましてご審議いただき、改定案の確定を考えております。</p> <p>審議の進行状況を見ながら、ということになりますが、第3回目の後半と、第4回目にて、行政委員会の報酬の額につきましてご審議いただき、これまでの議論を踏まえ、第5回目におきまして答申案の作成をお願いしたいと考えています。</p> <p>最終第6回目には、市長へ「答申」という形でお返しいただきたいと考えており、答申を受け、市議会においてご審議賜りたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>

会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何かご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>では私が。スケジュールでは全6回となっておりますが、1, 2回、審議会を増やすことは可能ですか。また、それに伴い、スケジュールが後ろにずれることになっても良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>答申につきまして、12月の市議会に提案したいと考えておりますので、今後のスケジュールを見ながら、ご相談させていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>デッドラインは想定して心積もりしておきたいと思います。例えば、10月末までに完了すれば間に合うといった余裕はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>状況にもよりますが、間に合う可能性はございます。また、特別職については一般職の人事院勧告に基づく改定に合わせ、12月の市議会に提案したいと考えておりますが、行政委員会の報酬については先送りするというのも選択肢としてはございます。どちらにしましても、行政委員会の報酬の審議というのは今回が初めてのことであり、どの程度の検討を必要とするのかということも含め、議論の進み方を見ていながら調整していきたいと考えております。</p>
委員	<p>審議会は7人中の半数以上の出席が必要となっております。そうなるとスケジュールの調整が難しいと思いますが、審議会の開催時間については、想定は日中ですか、夜ですか。</p>
事務局	<p>夜に実施する予定ですが、皆様のスケジュールに合わせて、日中も含めて調整いたします。</p>
委員	<p>参考資料は事前に送付頂けませんか。</p>
事務局	<p>参考資料は極力、事前に送付するようにいたします。</p>
会長	<p>追加資料についても、気付いたものがあれば随時事務局に依頼していきたいと思っております。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
委員	<p>一般職の給料水準は阪神7市ではどのような状況なのでしょう。また、一般職のトップの方の年収と、特別職の年収の差がどの程度なのかをみるためにも、部長級の給与水準を教えてください。</p>

事務局	<p>一般職の給与の比較は、ラスパイレス指数という指標で比較ができます。部長級の給与につきましては、各部長級職員で差がございますので、給料表の幅について提示することで、だいたいの給与水準の幅が読み取れると思います。しかし、どのようなものを提示できるかにつきましては、資料を作成してみないとわからない部分がございます。それぞれ、次回までに資料を作成し、お示しいたします。</p>
委員	<p>特別職給料・議員報酬について、他市との比較資料を頂きたいです。</p>
事務局	<p>阪神7市、類似団体につきましては、次回までに資料を準備させていただきます。</p>
会長	<p>それでは、議事の(6)「その他」へ移らせていただきます。事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次回以降の開催日程を調整させていただきたいと思います。  只今から職員が日程調整表をお配りいたしますので、恐れ入りますが、この場でご記入をお願いいたします。  なお、総勢7名の委員の皆様がおられますので、日程調整が難航することも想定されます。最大限避けるよう努力させていただきますので、ご都合をご記入ください。  できれば、2回目、3回目の開催日についてはこの場で事務局において集計し、日程を決定したいと思っております。</p> <p>&lt;各委員、日程調整表に記入&gt;</p>
会長	<p>今の間に、何か質問等がありましたら、どうぞ。</p>
委員	<p>行政委員会の仕事内容と、職務の拘束日数について資料を頂きたいと思います。</p>
委員	<p>行政委員会は仕事内容もありますが、報酬の額も各市で差が大きくて整理が難しいですね。</p>
会長	<p>確かに選挙管理委員会なんかはイメージが付きやすいですが、その他は分かりづらいですね。また事務局は資料をお願いします。</p> <p>&lt;各委員の日程調整表を回収&gt;</p>
事務局	<p>大変お待たせいたしました。  只今、皆様の日程を事務局が集計したところ、第2回審議会の開催は、8月2日、水曜日の午後6時から、第3回審議会を8月18日、金曜日が、お一人欠席となってしまいますが、最多数の参加となっておりますのでこの日の午後6時からとさせていただきます。開催場所等の詳細につきましては、事務局より改めてご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>なお、先程も触れられましたように、会議録については発言要旨について事務局でまとめもらうこととし、各委員の発言については名前を伏せることといたします。</p> <p>また、会議録の承認については先ほど協議いただいたとおり、会長である私の承認で行うことといたしますので、よろしく願いいたします。また、しばらくすると WEB にも掲載されますので、時折お目通しいただければと思います。</p> <p>では、時間にも余裕があります。最後に何かご質問等ございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>前はどのような資料があったのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>前回は様々な資料がありましたが、最終的には近隣市の状況を主に参考にしました。しかし、前回の経緯にとらわれず、市の産業構造や立地条件等全国的な視点を持つ必要があると考えています。準備された資料を検討し、取捨選択していくことも重要なプロセスですので、事務局へは積極的に資料を求めてほしいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>阪神間での年収の比較や、他市の特別職報酬等審議会の改定状況等、また本日の議事録を確認し、必要な資料は次回までに準備させていただきます。また必要な資料がございましたら、個別にご連絡いただければ対応させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご質問はありますか。ないようでしたら、本日の議事は以上でございますので、事務局にマイクをお返しいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。</p> <p>皆様、どうもありがとうございました。</p> <p>なお、本日お車でお越しの方は、挙手頂けますでしょうか。</p> <p>ではこれにて本日の会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>&lt;閉会&gt;</p>